

甲賀市市民参画・協働推進検討委員会の条例設置について

現在：「甲賀市市民参画・協働推進検討委員会設置要綱」

→「要綱」とは、行政が事務を実施するに当たって依拠するガイドラインのこと。

1. 要綱から条例へ変更する理由

公共的な課題を解決するため、市民と行政が協働によるまちづくりを進めるに当たり、各委員の意見等を集約し、合議体として意思決定することが重要であることから、条例をもって設置することとします。

2. 附属機関とは

地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき設置される審査会、審議会等の機関をいいます。

- (1) 執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会といった委員会等）に置かれる。
- (2) 執行機関の要請により行政執行の前提として必要な調停、審査、審議又は調査などを行う。
- (3) 審査会、審議会、調査会等の名称が付されることが多い。
- (4) 法律又は条例の定めるところにより設置される。

3. 改正の概要

裏面参照

4. 条例施行に向けたスケジュール

○令和3年度

- ・ 1月 例規審査委員会
- ・ 2月 甲賀市議会定例会
- ・ 3月 条例改正

○令和4年度

- ・ 10月 条例施行（委員の任期により、10月1日から施行）

○甲賀市附属機関設置条例 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき、市の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任 期
甲賀市総合 計画審議会	総合計画の策定及びその推進に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他市長が適当と認める者	20 人以内	2年
甲賀市市民 参画・協働 推進検討委 員会	市民参画の推進及び協働による市民自治の実現に関し、必要な事項について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代表者 (3) 学識経験を有する者 (4) その他市長が適当と認める者	15 人以内	2年
甲賀市公共 交通活性化 まちづくり 推進協議会	持続可能なまちづくりの概念を基本とした公共交通体系及び基本構想策定について調査及び研究し、審議すること。	(1) 市長が指名する職員 (2) その他市長が適当と認める者	25 人以内	1年
(略)				

○甲賀市市民参画・協働推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民がまちづくりに積極的に参画することを促すことにより、区・自治会、自治振興会、市民活動団体、事業所、個人等の様々な主体間の連携及び協力並びに行政等と協働により地域課題を地域で解決する市民自治を実現するため、甲賀市市民参画・協働推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見交換する。

- (1) 市民のまちづくりへの参画推進に関する事項
- (2) まちづくりにおける様々な主体間の協働推進に関する事項
- (3) 区・自治会及び自治振興会に関する事項
- (4) 甲賀市まちづくり基本条例（平成28年甲賀市条例第11号）に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民参画・協働を推進する上で必要となる事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、15人以内で構成し、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときには、会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策部政策推進課市民活動推進室において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

付 則 (平成31年告示第19号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。